

事務連絡
平成29年12月22日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険に係る平成30年度税制改正について

本日、平成30年度税制改正の大綱が閣議決定されました（別添参照）。

国民健康保険関係の概略については、下記のとおりであり、保険料についても同様の改正を予定しておりますので、貴管内市町村（特別区を含む。）への周知をお願いいたします。

なお、1. 及び2. の改正に伴いシステム改修費用が必要となる市町村については、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第12号の規定に基づき、当該費用に対して特別調整交付金を交付する予定です。

記

1. 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円（現行：54万円）に引き上げる。
2. 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を27.5万円（現行：27万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を50万円（現行：49万円）に引き上げる。
3. 国民健康保険法施行令の改正に伴い、所要の措置を講ずる。

具体的には、退職被保険者及びその被扶養者が住所を有する市町村における国民健康保険税の課税の特例について、読替規定の整備を行うもの。
4. 国民健康保険事業に要する費用に、病床転換支援金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課する特例措置の適用期限を、6年延長する。